

令和4年5月19日
保 育 部
保育認定・調整課

料金後納郵便料の支払い手続き遅延の発生について

1 事故の概要

- (1) 判明日 令和4年5月10日（火）
- (2) 相手方 日本郵便株式会社
- (3) 事故内容 保育認定・調整課入園担当では、保護者等へ発送する郵便物の郵便料金を後納支払いとしており、令和4年3月分請求書を4月12日に相手方より受理し、4月28日の支払期限日までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが5月10日に判明した。

2 事後の対応

事故判明後、令和4年3月分請求額（290,146円）について、5月13日に相手方への支払いを完了した。支払期限日を経過しても支払いを完了していない場合には、支払期限日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として支払うことになっており、4月29日から5月12日までの14日間についての遅延損害金（1,613円）の支払いを予定している。

3 事故発生の原因

支払期限日までに郵便料金を支払うこととなっていたが、4月当初の担当者の変更に伴う業務引継ぎを徹底していなかったことが原因である。

4 今後の再発防止

担当職員に対しては、金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識し、適正な事務処理を行うよう指導した。

また、係内にて、定例支払い業務の支払い状況チェックリストを作成し、担当職員及び担当係長で進行管理を徹底するとともに、支払期限日の備忘として、事務用パソコンの予定表示機能の活用や、定例会議にて課長又は係長による支払い状況の確認を行うなど、再発防止に取り組む。

さらに、課内の職員全員に対して、事務処理を適正に行うよう注意喚起をし、チェックリスト作成や定例会議における確認等、事故発生防止体制の構築を指示した。